

議案第 38 号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 26 年 6 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律が施行され、低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直すとともに、国民健康保険の財政基盤の安定を図ることを目的として、被保険者の国民健康保険税の負担を見直すことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「47万円」を「49万円」に改め、同条第3項中「12万円」を「13万円」に改め、同条第4項中「9万円」を「10万円」に改める。

第3条第1項中「100分の4.7」を「100分の4.9」に改める。

第5条中「1万3,600円」を「1万4,800円」に改める。

第5条の2第1号中「16,400円」を「19,600円」に改め、同条第2号中「8,200円」を「9,800円」に改め、同条第3号中「12,300円」を「14,700円」に改める。

第6条中「100分の1.6」を「100分の1.7」に改める。

第7条の2中「5,300円」を「5,800円」に改める。

第7条の3第1号中「6,600円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「5,250円」に改める。

第8条中「100分の1.0」を「100分の1.1」に改める。

第9条の2中「3,600円」を「3,700円」に改める。

第9条の3中「4,600円」を「4,700円」に改める。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「47万円」を「49万円」に、「12万円」を「13万円」に、「9万円」を「10万円」に改め、同条第1号中「33万円」を「330,000円」に改め、同号ア中「9,520円」を「10,360円」に改め、同号イ(ア)中「1万1,480円」を「13,720円」に改め、同号イ(イ)中「5,740円」を「6,860円」に改め、同号イ(ロ)中「8,610円」を「10,290円」に改め、同号ウ中「3,710円」を「4,060円」に改め、同号エ(ア)中「4,620円」を「4,900円」に改め、同号エ(イ)中「2,310円」を「2,450

円」に改め、同号エ(㊦)中「3, 465円」を「3, 675円」に改め、同号オ中「2, 520円」を「2, 590円」に改め、同号カ中「3, 220円」を「3, 290円」に改め、同条第2号中「33万円」を「330, 000円」に改め、「(当該納税義務者を除く。)」を削り、「24万5, 000円」を「245, 000円」に改め、同号ア中「6, 800円」を「7, 400円」に改め、同号イ(㊧)中「8, 200円」を「9, 800円」に改め、同号イ(㊨)中「4, 100円」を「4, 900円」に改め、同号イ(㊩)中「6, 150円」を「7, 350円」に改め、同号ウ中「2, 650円」を「2, 900円」に改め、同号エ(㊪)中「3, 300円」を「3, 500円」に改め、同号エ(㊫)中「1, 650円」を「1, 750円」に改め、同号エ(㊬)中「2, 475円」を「2, 625円」に改め、同号オ中「1, 800円」を「1, 850円」に改め、同号カ中「2, 300円」を「2, 350円」に改め、同条第3号中「33万円」を「330, 000円」に、「35万円」を「450, 000円」に改め、同号ア中「2, 720円」を「2, 960円」に改め、同号イ(㊭)中「3, 280円」を「3, 920円」に改め、同号イ(㊮)中「1, 640円」を「1, 960円」に改め、同号イ(㊯)中「2, 460円」を「2, 940円」に改め、同号ウ中「1, 060円」を「1, 160円」に改め、同号エ(㊰)中「1, 320円」を「1, 400円」に改め、同号エ(㊱)中「660円」を「700円」に改め、同号エ(㊲)中「990円」を「1, 050円」に改め、同号オ中「720円」を「740円」に改め、同号カ中「920円」を「940円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用区分)

第2条 新条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。